

# 石油備蓄の現状について

令和5年11月

資源エネルギー庁 資源・燃料部

燃料供給基盤整備課

# 1 - 1. 本検討会の位置づけ

- 2023年5月の資源・燃料分科会において備蓄目標の在り方に係る中間的レビューを行う検討会を開催するとしたことを受け、本検討会を設置する。

資源・燃料分科会（2023年5月）資料6を引用

- 2022年度は国家備蓄・民間備蓄の放出が行われ、各基地からの放出作業に係る操業上・管理上のレビューを終えたところ。  
その結果に加えて、国際社会の環境、エネルギー分野における脱炭素化の進捗状況等も踏まえつつ、備蓄目標の在り方に係る中間的レビューを行う検討会を開始する。

（検討内容の例）

- 国際情勢等を踏まえた国家備蓄の適正配置
- 諸外国における石油備蓄の状況も踏まえた国家備蓄の適正な日数
- 精製事業者のニーズを踏まえた国家備蓄の油種の構成
- 国家備蓄基地の設備等の維持・更新に係る費用の必要性・妥当性
- カーボンニュートラル進展に伴う新燃料需要の拡大に向けての石油備蓄施設の利活用、等
- 当該レビューの結果を本分科会に報告するとともに、次期エネルギー基本計画に反映してまいりたい。
- 今後、具体的な議題を策定し、適切な検討会の体制や委員を決定していくこととしたい。

（検討会参加者の例）

- エネルギーセキュリティの専門家
- 石油市場ないし石油備蓄の有識者
- その他の学識経験者、弁護士、等

## 1 - 2. 検討会のスケジュール（案）

- 第1回：石油備蓄の現状のご説明・議論（2023年11月）
  - － 石油備蓄の現状・備蓄目標の歴史と位置づけ確認
  - － 今回の石油備蓄の売却・放出の経緯（米国及び関係国との協調・IEA協調行動）
  - － 備蓄水準の国際比較
  - － 第2回検討会の論点の提示（石油備蓄の水準及び配置の妥当性・新燃料の適用可能性）
  
- 第2回：石油備蓄の水準及び配置の妥当性、新燃料の適用可能性  
(2023年12月)
  - － 石油市場の動向等を踏まえた備蓄水準の妥当性
  - － 国家石油備蓄基地の老朽化に伴うコストと放出能力の維持
  - － 備蓄設備の新燃料の適用可能性
  
- 第3回：2024年2月
  - － 報告書（案）

（注：他に11月中下旬に備蓄基地の現地調査を実施予定）

## 2. 我が国の石油備蓄の現状

- 我が国の石油備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」、②石油備蓄法に基づき石油精製業者等が義務として保有する「**民間備蓄**」、③UAE（アラブ首長国連邦）、サウジアラビア及びクウェートとの間で実施する「**産油国共同備蓄**」で構成される。

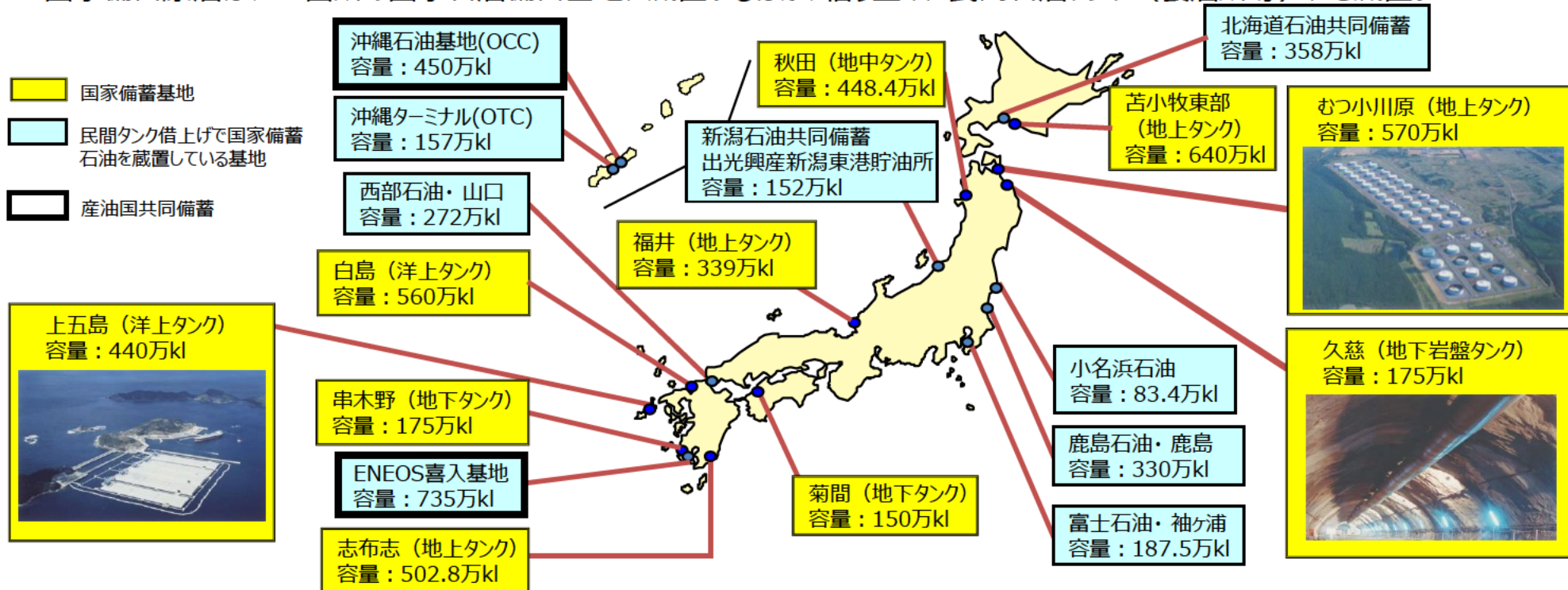
- ・国家備蓄：原油4,270万kl・製品 143万kl（IEA基準：116日分、備蓄法基準：136日分）

- ・民間備蓄：原油1,216万kl・製品1,694万kl（IEA基準：81日分、備蓄法基準：93日分）

- ・産油国共同備蓄（※）：原油228万kl（IEA基準：6日分、備蓄法基準：7日分） （2023年8月末時点）

### （参考）我が国の国家備蓄石油の蔵置場所（原油）

国家備蓄原油は、10箇所の国家石油備蓄基地に蔵置するほか、借り上げた民間石油タンク（製油所等）にも蔵置。



（※）産油国共同備蓄：我が国のタンクにおいて産油国国营石油会社が保有する在庫であり、危機時には我が国企業が優先供給を受けることができるもの。 3

### 3. 我が国のLPガス備蓄の現状

- 我が国のLPガス備蓄は、①国が保有する「**国家備蓄**」と、②石油備蓄法に基づきLPガス輸入業者が義務として保有する「**民間備蓄**」で構成される。

- ・国家備蓄：139万トン（53日分）

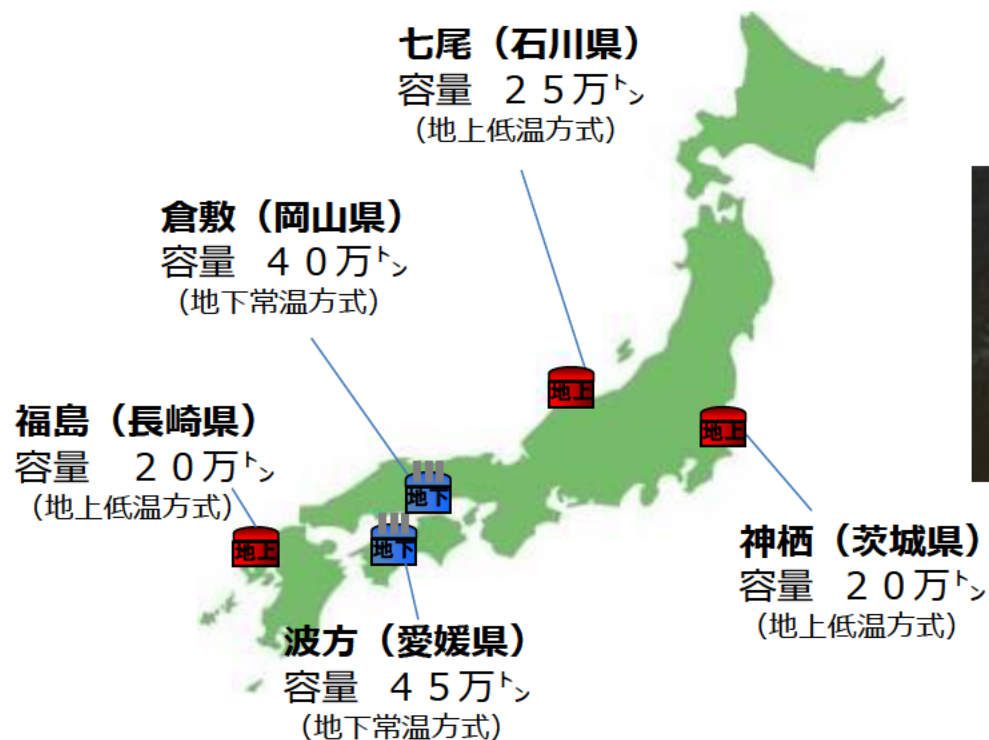
- ・民間備蓄：205万トン（73日分）

（2023年8月末時点）

（参考）我が国の国家備蓄LPガスの蔵置場所



波方基地



七尾基地

## 4. 石油・LPガス備蓄（令和5年度予算の全体像）

- 石油やLPガスの備蓄に関する令和5年度予算は1280億円。

	予算名	金額	概要
国家備蓄	緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油分）	541.0億円	国家石油備蓄基地の操業管理と、国家備蓄石油の管理を実施。（内訳：予算458億、財投83億）
	緊急時放出に備えた国家備蓄石油及び国家備蓄施設の管理委託費（石油ガス分）	85.0億円	国家石油ガス備蓄基地の操業管理と、国家備蓄石油ガスの管理を実施。
	国有資産所在市町村・都道府県交付金	56.5億円	国有資産等所在市町村交付金法に基づき、国備基地（国有資産）の固定資産税相当額を、所在自治体に交付。
	国債整理基金特別会計へ繰入（基地建設等の借入金の償還等）	235.6億円	基地の建設や改修、石油購入に係る借入金の償還や利払い等。
	石油備蓄事業補給金（民間借入基地）	262.8億円	民間タンクを借り上げ、民間タンクに必要な経費相当額を民間企業に交付。
共同備蓄 産油国	産油国共同石油備蓄事業費補助金	51.6億円	緊急時に我が国企業への原油を優先供給することを条件に、国から産油国国営石油会社に対して国内タンクを貸与。
その他	石油貯蔵施設立地対策等交付金	52.5億円	石油貯蔵施設が立地する地域における住民福祉の向上のため、道路・医療・消防等のインフラ整備を支援。
	石油及び石油ガス備蓄事業の実施に係る運営費交付金	5.3億円	JOGMECの備蓄事業（管理・調査・情報収集・国際協力など）を実施する費用。
【合計】		約1280.0億円	



## 5-1. 石油備蓄目標とは

- 石油備蓄法第4条に基づき、経済産業大臣が、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、当該年度以降 5年間の石油及び石油ガスの備蓄目標 を定めるもの。
- 定める事項は、① 備蓄の数量 と ② 新たに設置すべき貯蔵施設。

### 石油備蓄目標の策定の流れ

石油備蓄目標  
(案)の策定

経済産業大臣

諮問

答申

総合資源エネルギー調査会

付託

付託報告

資源・燃料分科会

石油備蓄目標の審議

### ■石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和50年法律第96号)

第4条 経済産業大臣は、毎年度、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、経済産業省令で定めるところにより、当該年度以降の五年間についての石油の備蓄の目標(以下「石油備蓄目標」という。)を定めなければならない。

2 石油備蓄目標に定める事項は、石油(石油ガスを除く。)及び石油ガスについて、それぞれ次のとおりとする。

一 備蓄の数量に関する事項

二 新たに設置すべき貯蔵施設に関する事項

3 経済産業大臣は、石油の需給事情その他の経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、総合資源エネルギー調査会の意見を聴いて、石油備蓄目標を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、石油備蓄目標を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

# 5-2. 現在の備蓄目標と現状値

## (1) 備蓄目標 (令和5~9年度: 令和5年度策定)

石油	LPガス
<p><b>①備蓄の数量</b> 以下の量を下回らないものとする。</p> <p>国家備蓄：産油国共同備蓄の2分の1と合わせて 輸入量の90日分（IEA基準）程度に 相当する量</p> <p>民間備蓄：消費量の70日分に相当する量</p> <p><b>②新たに設置すべき貯蔵施設</b> なし</p>	<p><b>①備蓄の数量</b> 以下の量を下回らないものとする。</p> <p>国家備蓄：輸入量の50日分程度に相当する量</p> <p>民間備蓄：輸入量の40日分に相当する量</p> <p><b>②新たに設置すべき貯蔵施設</b> なし</p>

## (2) 現状値 (2023年8月末時点)

**①備蓄の数量** (IEA基準) (備蓄法基準)

国家備蓄 : 116日分、136日分  
産油国共同備蓄 : 6日分、7日分  
民間備蓄 : 81日分、93日分

国家備蓄 : 53日分  
民間備蓄 : 73日分

**②貯蔵施設**

国家備蓄基地 : 10か所 その他、民間石油タンクも活用

国家備蓄基地 : 5か所

(※) IEA基準はタンクのデッドストックを控除して日数を計算。他方で備蓄法基準はデッドストック分も含めて日数を計算。



## 5 - 3. エネルギー基本計画（2021年10月22日閣議決定）（抄）

- 203日分（国家備蓄116日、産油国共同備蓄6日、民間備蓄81日）に相当する現状値について、2021年10月に閣議決定されたエネルギー基本計画では、「石油の国内需要は減少傾向にあっても、中東情勢やアジアでの石油需要の増加等を踏まえると、引き続き石油備蓄の役割は重要であり、石油備蓄水準を維持する」とされている。

### 5. 2050年を見据えた2030年に向けた政策対応

#### (10) 化石燃料の供給体制の今後の在り方

##### ① 石油・LPガス備蓄の確保

石油	LPガス
<p>石油の国内需要は減少傾向にあっても、中東情勢やアジアでの石油需要の増加等を踏まえると、引き続き石油備蓄の役割は重要であり、<u>石油備蓄水準を維持する</u>。あわせて、緊急時に石油備蓄を一層迅速かつ円滑に放出できるよう、備蓄放出の更なる機動性向上に向け、石油精製・元売各社との連携強化、必要に応じた油種入替、放出訓練や机上訓練、国家石油備蓄基地における必要な設備修繕・改良等を継続する。また、燃料の移行の状況を踏まえ、タンクの有効活用も含め、燃料備蓄の在り方について検討し、アジア地域のエネルギー・セキュリティ確保に向け、産油国やアジア消費国との備蓄協力を進める。</p>	<p><u>LPガス備蓄についても、大規模災害等に備え、現在の国家備蓄・民間備蓄を合わせた備蓄水準を維持する</u>。危機発生時における機動力の更なる向上に向け、LPガス業界やJOGMECと連携し、国家備蓄放出について、緊急時の想定に応じて、国家備蓄基地からタンカーや内航船等を利用した各地への輸送手段に係る詳細なシミュレーションを実施する。また、災害時の供給体制確保の観点から、自家発電設備等を備えた中核充填所の新設や設備強化を進めるとともに、避難所や医療・社会福祉施設等の重要施設における燃料備蓄などの需要サイドにおける備蓄強化を進める。さらに、緊急時の供給協力を円滑に行う「災害時石油ガス供給連携計画」の不断の見直しを行い、同計画に基づいた訓練を実施する。</p>

## 5-4. 我が国の石油備蓄目標の歴史（1）

- 我が国の石油備蓄は民間備蓄が先に始まり、その後国家備蓄が始まった。現在の備蓄目標（国備90日、民備70日）になるまでの経緯は以下のとおり。

- 昭和47（1972）年：経済協力開発機構（OECD）の備蓄増強勧告を受けて、行政指導に基づき開始（60日備蓄増強計画）
- 昭和49（1974）年：オイルショックを契機として、90日備蓄増強計画を策定。国際的には同年に国際エネルギー機関（IEA）設立及びIEAによる備蓄制度開始。
- 昭和50（1975）年：石油備蓄法制定、民間備蓄を法的義務化（90日）
- 昭和53（1978）年：審議会報告において、90日を超える分については国家備蓄を検討することとされ、国家備蓄を開始。

－我が国の輸入石油依存度が欧米に比して著しく高いこと、供給面の脆弱性を鑑みれば、90日の的確な達成を確保するとともに、90日を上回る備蓄が必要であること、更なる増強については国家備蓄で対応。

－昭和52年度末当時の民間備蓄量は6,000万KL。当時の我が国の石油需要は更に増加傾向であり、日量100万KL（昭和52年度末：66万KL）に達するとの予測あり。民間備蓄のみでは90日分の維持が困難となるため、30日分の3,000万KLの国家備蓄を加えて、90日分を維持する想定であった。

## 5-5. 我が国の石油備蓄目標の歴史（2）

- 昭和62（1987）年：審議会報告において、国がIEA義務90日相当である5,000万KLを保有することとされ、民間備蓄は備蓄義務を90日から70日まで軽減することが適当とされた。

－当時の我が国の備蓄量は140日程度。他方でIEA加盟国の平均は160日であり、我が国より高い備蓄水準の米国、西独等では更なる備蓄拡充を行う方向であり、我が国においても、石油備蓄の拡充に積極的に取り組むことが必要であった。

－上記審議会報告では、①平時は民間の自律活動に委ねて国はその役割を石油備蓄の拡充に重点を移すべき、②IEAにおいても政府のコントロールが直接的に行われる備蓄の拡大が望ましい、とのことから、石油備蓄の拡充は、国家備蓄を中心に進めることが適当とされた。

- 平成5（1993）年：民間備蓄は70日まで縮減。以降、同水準を維持。

- 平成10（1998）年：国家備蓄は5,000万KLを達成。

- 平成27（2015）年：資源・燃料分科会報告書（7月）で、数量ベースではなく日数ベースを備蓄水準とする考え方が示された。これに基づき、国家備蓄は産油国共同備蓄の2分の1と合わせて輸入量の90日分程度、民間備蓄は消費量の70日分に相当する量を確保することとした。

－国内における石油製品需要は減少が見込まれている一方で、我が国の石油輸入における中東依存度の高さや供給途絶リスクを踏まえれば、万全の備えを維持していくべき。今後も有事における国民生活を支えるため、現状の石油備蓄水準を維持していくべき。

－平成27年4月末当時の国家備蓄は5,027万KL（98日分）

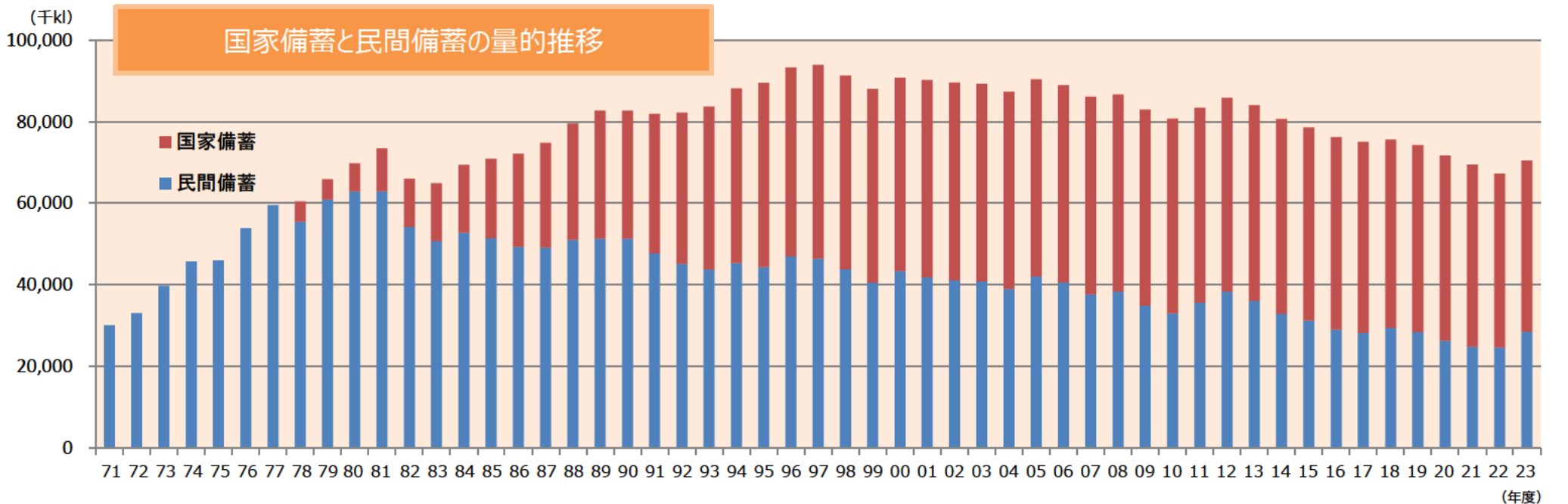
- 令和2（2020）年：備蓄目標を最低水準として堅持すべきものであることを明確化するため、「以下の量を下回らないものとする」との文言を追加

# 5-6. 我が国の国家備蓄と民間備蓄の量的推移

- 我が国の国備と民備の量的推移は以下のとおり。国備は1978年に始まり、1987年に国備の目標を5,000万kl（90日相当）に設定。1998年に達成。

国家備蓄：原油4,270万kl・製品 143万kl（IEA基準：116日分、備蓄法基準：136日分）

民間備蓄：原油1,216万kl・製品1,694万kl（IEA基準：81日分、備蓄法基準：93日分） （2023年8月末時点）



年度	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
国家備蓄日数 カッコ中はIEA基準								7	7	10	17	20	26	31	35	43	48	53	55	54	57	63	69	76	76	78	82	85	84	85	89	91	88	92	90	95	99	102	115	114 (93)	113 (95)	102 (92)	110 (86)	117 (91)	122 (98)	126 (105)	131 (108)	132 (110)	138 (112)	149 (117)	146 (133)	137 (129)	136 (116)
民間備蓄日数	48	52	56	68	71	85	90	81	88	90	101	93	94	97	92	94	92	94	89	88	80	77	76	81	74	79	80	79	72	78	77	78	74	74	78	79	77	81	84	79	84	83	83	80	81	78	79	87	86	87	81	80	93
民間+国備日数	48	52	56	68	71	85	90	88	95	100	117	113	120	128	126	138	140	147	144	142	137	140	145	157	150	156	163	163	156	163	166	169	163	166	168	174	177	184	199	193	197	185	193	197	203	204	210	217	224	236	227	217	229

※石油備蓄量は年度末実績（2023年は8月末実績）。民間備蓄、国家備蓄とも製品換算後ベース。表中の数字は日数（備蓄法基準）。  
資源エネルギー庁「石油備蓄の現況」を元に作成。

## 6-1. 国家備蓄石油の油種入替に伴う売却について(2021年11月)

- 油種入替とは、供給途絶が発生した際に国家備蓄を機動的に使用できるようにするために、備蓄している原油の種類を随時入れ替えて、我が国が輸入している原油の構成に近づけることで、必要時に精製を行いやすくするもの。これまでも年数十万klを実施。
- コロナ禍からの世界経済の回復による原油価格高騰に対して、2021年11月、米国や関係国との協調を勘案し、備蓄法に反しない形で備蓄石油の一部売却を決定。油種入替の前倒しの形で66万klの売却を実施。

最近の油種入替に伴う売却

年度	公告日	払い出し基地名	対象数量
2018年度	7月20日	喜入	約40万キロリットル
2019年度	5月17日	志布志	約27万キロリットル
2020年度	7月20日	志布志	約30万キロリットル
	7月20日	喜入	約20万キロリットル
	3月19日	喜入	約20万キロリットル
2021年度	4月14日	喜入	約30万キロリットル
	5月17日	志布志	約28万キロリットル
	12月27日	志布志	約10万キロリットル
	2月16日	喜入	約15万キロリットル
	2月16日	苫小牧東部	約11万キロリットル
	3月16日	白島	約30万キロリットル

【我が国の油種の現状（構成比）】

	国備原油 (R4年度末)	輸入原油 (R1～R3年度平均)
重質油	12.6%	10.4%
中質油	59.4%	37.8%
軽質油	28.0%	51.8%



## 6-2. ロシアのウクライナ侵攻に起因するIEA協調行動について（2022年3月及び4月）

- ロシアのウクライナ侵攻に起因したIEA協調行動において、2022年3月及び4月、民間備蓄及び国家備蓄の放出を実施。
- ロシアのウクライナ侵攻に起因する国際エネルギー市場の深刻な逼迫に対応するために、IEA臨時閣僚会合が開催され（2022年3月1日、同年4月1日）、石油備蓄放出の協調行動について、2度の合意。
- 総量1億8,000万バレルのうち、我が国として、2,250万バレルの石油備蓄の放出を実施。国家備蓄石油の放出は、制度開始（1978年）以来初めて。
  - ・2022年3月 総量6,000万バレルの放出を決定。  
我が国は、750万バレルを民間備蓄より放出。
  - ・2022年4月 総量1億2,000万バレルの放出を決定。  
我が国は、1,500万バレルを、国家備蓄900万バレル、民間備蓄600万バレルより放出。
- 国家備蓄放出については、全量を2022年9月29日までに引き渡し済み。また、民間備蓄放出については、備蓄義務量の引下げを実施中。
- 2023年6月のIEA理事会において協調行動の終了を決定。民間備蓄の備蓄義務量の引下げは2024年4月末をもって終了予定。

### （参考）過去のIEA石油備蓄協調放出の事例

- 我が国の過去のIEA石油備蓄協調放出の実績は以下の通り（いずれも民間備蓄）。
  - 1991年 湾岸戦争 : 1,505万バレル（総量10,750万バレル）
  - 2005年 ハリケーン・カトリーナ : 732万バレル（総量6,000万バレル）
  - 2011年 リビア情勢悪化 : 750万バレル（総量6,000万バレル）



## (参考) ロシアのウクライナ侵攻に起因するIEA協調行動について (2022年3月及び4月)

- IEAは石油備蓄放出の協調行動に係るプレスリリースでロシアのエネルギー市場に占める役割を勘案して、備蓄放出量1億8,000万バレルの協調行動の根拠を説明。

### 【2022年3月の石油備蓄放出の協調行動 6,000万バレル】

- 世界の石油市場で需給が逼迫し、石油価格の値動きは大きく、商業在庫量が2014年以来最低水準であり、加えて速やかに追加増産できる国に限られる状況において、ロシアによるウクライナ侵攻が始まった。
- ロシアはエネルギー市場で重要な役割を果たしている。日量500万バレルの原油輸出は世界の原油貿易量の12%、日量285万バレルの石油製品輸出は世界の石油製品貿易量の約15%を占めており、原油輸出と石油製品輸出を合わせれば世界最大の輸出国。
- 6,000万バレルの備蓄放出量は、日量200万バレルの30日分の供給にあたる。

出典：IEAプレスリリース 2022年3月1日

### 【2022年4月の石油備蓄放出の協調行動 1億2,000万バレル】

- 3月の放出と合わせた備蓄放出量は1億8,000万バレル。日量100万バレルの6ヶ月分の供給にあたる。

出典：IEAプレスリリース 2022年4月7日

## 6-3. 油種入替とIEA協調行動における国備基地毎の売却数量

- 国家備蓄石油の売却を行った基地は、いずれも短い準備期間で荷役に対応できる機動性の高い基地であり、早期に出荷できる油種を選定。
- なお、更なる有事に備えて機動性の高い基地においては、放出余力を残しておく必要があったため、特定基地からの集中的な売却は避けた。

### (油種入替前倒し (2021年11月) )

売却に伴い出荷した基地	数量	油種	出荷作業実施時期
志布志(国備基地)	10.4万KL	オマーン(中質)	2022年4月
喜入(借上げタンク)	14.3万KL	カフジ(重質)	2022年6月
白島(国備基地)	30.0万KL	フート(中質)	2022年7月～8月(3回)
苫小牧東部(国備基地)	10.5万KL	フート(中質)	2022年7月
(合計)	65.2万KL		(約410万バレル)

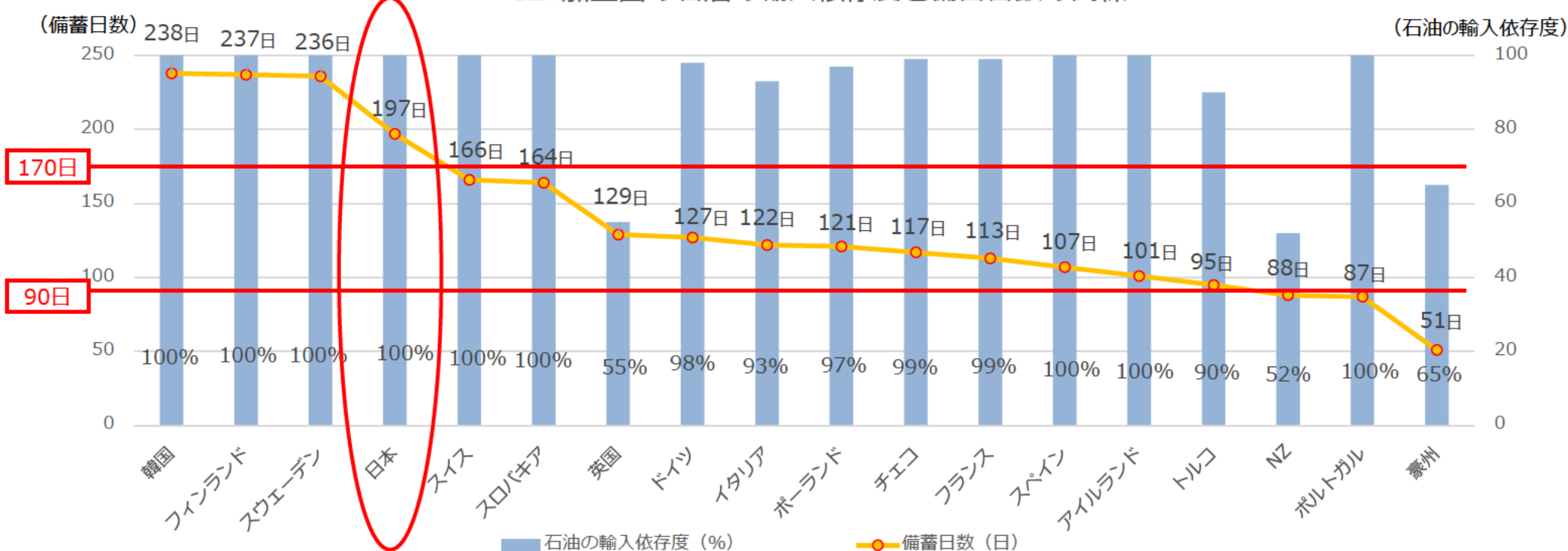
### (IEA協調行動 (2022年3月及び4月) )

売却に伴い出荷した基地	数量	油種	出荷作業実施時期
白島(国備基地)	27.7万KL	フート(中質)	2022年8月
小名浜(借上げタンク)	25.0万KL	アタカ(軽質)	2022年8月～9月(3回)
苫小牧東部(国備基地)	37.0万KL	フート(中質)	2022年8月～9月(2回)
上五島(国備基地)	31.9万KL	フート(中質)	2022年9月
沖縄ターミナル(借上げタンク)	13.0万KL	フート(中質)	2022年9月
喜入(借上げタンク)	15.9万KL	フート(中質)	2022年9月(タンク間移送)
(合計)	150.5万KL		(約946万バレル)

# 7-1. IEA加盟各国の輸入依存度と備蓄日数（2023年6月）

- IEA加盟各国の石油の輸入依存度と備蓄日数の関係は以下のとおり。
- IEA加盟国に課される備蓄義務は「国備＋民備」で90日。石油輸入依存度が100%となっているIEA加盟国の備蓄日数平均170日分であるのに対して、我が国の石油備蓄は197日（※）である。※産油国共同備蓄（6日）を除く

IEA加盟国の石油の輸入依存度と備蓄日数の関係



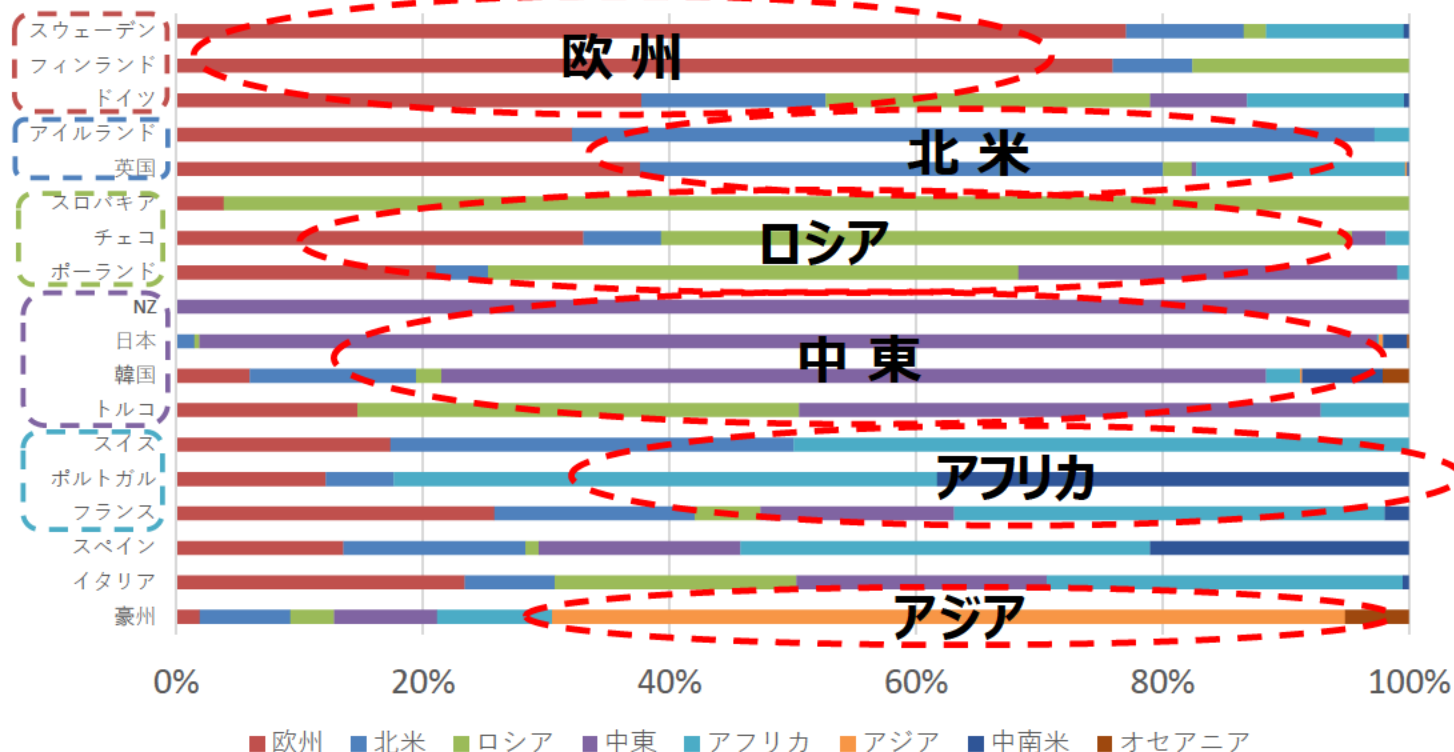
(※) IEA加盟国のうち、純輸出国4か国（米国（2404日（本年3月））、カナダ、ノルウェー、メキシコ）、データのない7か国（オーストリア、ベルギー、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、リトアニア、ルクセンブルク）、民間商用在庫の多いオランダ（1412日）、デンマーク（339日）を除く。

出所：IEA webサイト及びOil Information 2022より作成

## 7-2. IEA各加盟国における地域別石油供給源

- IEA加盟各国の中でも、①石油を多様な地域から輸入している国（スペイン、イタリア）がある一方、②石油の輸入を特定の地域に依存している国も存在。我が国は後者に属する。
- IEA加盟国全体では、輸入地域が分散しており、特定地域の有事の際には、IEA加盟国が連携して放出を行えば加盟国内での補完が可能。
  - ー日本・韓国・NZ・トルコ：中東依存度が高い
  - ーアイルランド・英国：北米依存度が高い
  - ースロバキア・チェコ・ポーランド：ロシア依存度が高い
  - ースイス・ポルトガル・フランス：アフリカ依存度が高い

IEA加盟各国の輸入地域依存度



**欧州** 英国、ルウエー、イタリア、ドイツ、オランダ、デンマーク、フランス、ハンガリー、ベルギー、スウェーデン、トルコ  
**北米** 米国、カナダ、メキシコ  
**ロシア** カザフスタン、ロシア、その他  
**中東** イラン、イラク、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、その他  
**アフリカ** アルジェリア、アンゴラ、カメルーン、エジプト、ガボン、リビア、ナイジェリア、チュニジア、その他  
**アジア** インド、インドネシア、シンガポール、その他  
**中南米** アルゼンチン、ブラジル、コロンビア、エクアドル、ペルー、ベネズエラ、その他  
**オセアニア** 豪州、ニュージーランド

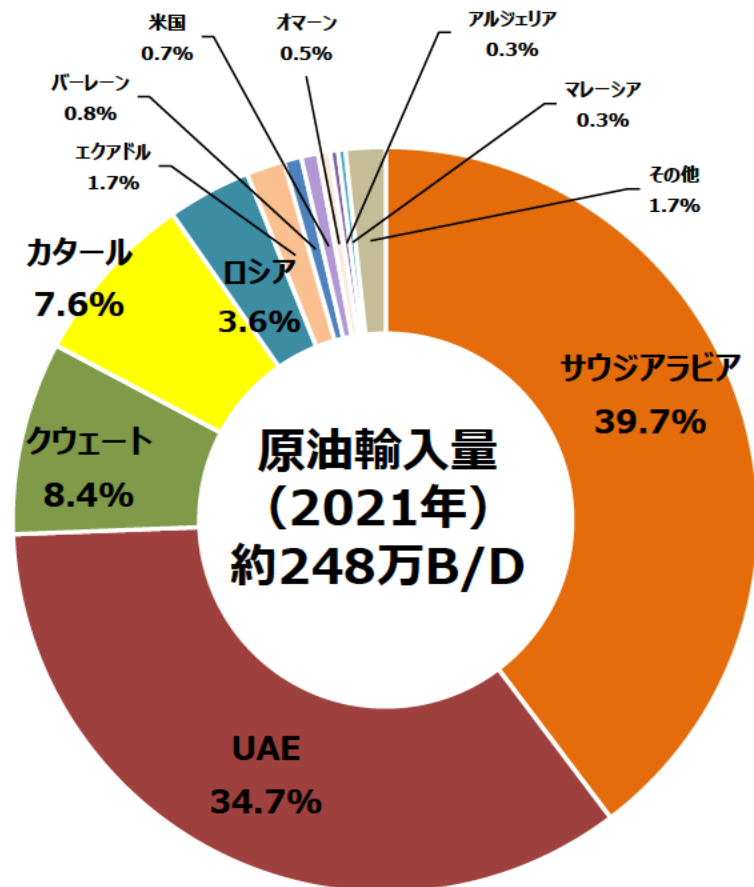
※IEA加盟国のうち、純輸出国4カ国（米国、カナダ、ルウエー、メキシコ）、データのない7カ国（オーストリア、ベルギー、エストニア、ギリシャ、ハンガリー、リトアニア、ルクセンブルク）、民間商用在庫の多いオランダ（1412日）、デンマーク（339日）を除く

出所：IEA, Oil Information, 2022

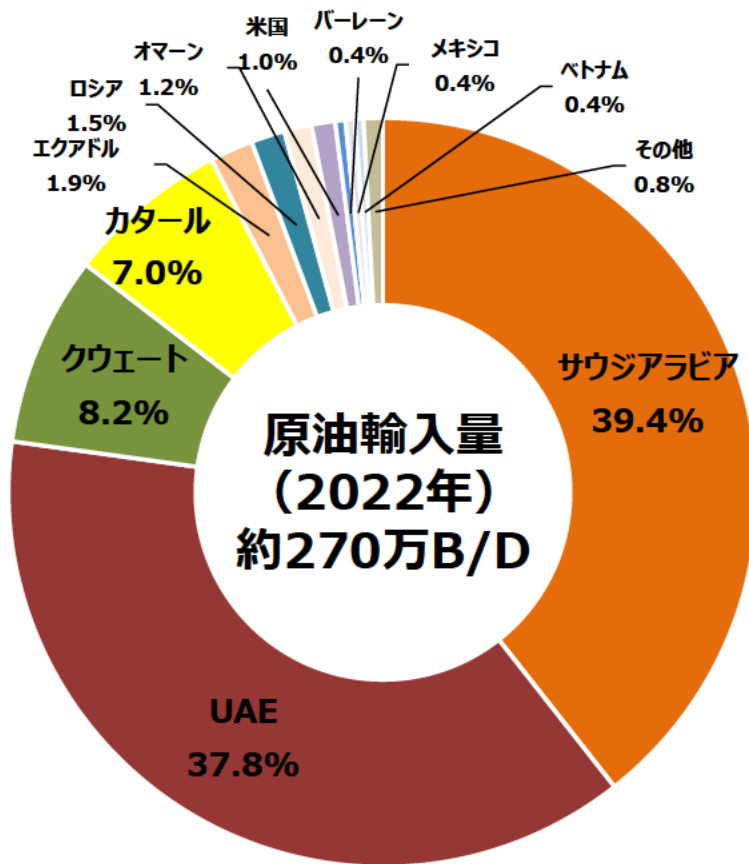
## 7-3. 石油の中東依存度

- 我が国の原油輸入におけるロシア依存度は低下した一方、中東依存度はさらに高まっており、中東情勢の不安定化等に伴う原油調達の不確実性は高い。

### 我が国の原油輸入先内訳



中東依存度 : 91.9%  
 ロシア依存度 : 3.6%



中東依存度 : 94.1%  
 ロシア依存度 : 1.5%



# 7-4. 中東地域の情勢

- 中東地域では、ホルムズ海峡を含め、アラビア半島周辺において多数の事案が発生してきており、サウジアラビアとイランが外交正常化に動き出したものの、イスラエル・パレスチナ情勢のゆくえも懸念されるなど、中東の地政学リスクには引き続き注視が必要。

## 中東地域で発生した主な事案（2019年5月以降）



### <イラン・イラク周辺>

- 2020年1月3日、米軍の空爆により、ソレイマニ・イラン革命ガード・コッズ部隊司令官らが死亡。
- 同1月8日、イラン革命ガードがイラク駐留米軍基地に対し、弾道ミサイルを発射。
- 同6~7月頃、イランの軍事・核関連施設等で爆発事案が連続発生。
- 2021年2月15日、イラク北部エルビル市の軍事基地へのロケット攻撃で、米国民（民間軍事会社所属）1名が死亡。
- 同4月11日、イラン中部ナタンズの核施設で電力系統の事故が発生。イラン原子力庁はテロ攻撃であると発表。
- 2023年3月10日、サウジアラビアとイランが外交正常化について合意したことが発表された。

### <ホルムズ海峡周辺>

- 2019年5月12日、フジャイラ沿岸に停泊中の商業船4隻への攻撃が発生。
- 同6月13日、ホルムズ海峡付近で日本関係船舶含む2隻が被弾。
- 2020年8月17日、UAE沿岸警備隊がペルシヤ湾内でイラン漁船に射撃を行い、イラン人2名が死亡、1隻を拿捕。
- 2021年1月4日、イラン革命ガード海軍がホルムズ海峡付近で、韓国船籍のタンカーを拿捕。
- 同2月26日、オマーン湾でイスラエルの事業者が船主の自動車運搬船への攻撃が発生。
- 同7月3日、ホルムズ海峡東側でイスラエル企業が所有するコンテナ船への攻撃が発生。
- 同7月30日、オマーン沖でイスラエル人が運営する英国企業が運航・管理し、日本企業の海外子会社が所有するリベリア船籍の製品タンカーへの攻撃が発生。攻撃により、英国人及びルーマニア人の乗組員が死亡。
- 2022年11月15日、オマーン沖で日本企業が実質所有し外国法人に貸し出しているリベリア船籍石油タンカーへのドローン攻撃が発生。船舶は軽微な損傷を負ったものの船員被害なし。

### <サウジアラビア西部>

- 2020年11月23日、ジッダ北部の石油施設への攻撃が発生。
- 同12月14日、ジッダ港に停泊中のシンガポール船籍のタンカーへの攻撃が発生。
- 2021年3月4日、ホーシー派がジッダ石油施設への攻撃を主張。
- 同3月25日、ジーザーンの石油流通施設への攻撃が発生。

### <紅海、イエメン沖>

- 2019年10月11日、ジッダ沖でイランのタンカーが爆発。
- 2020年11月12日、サウジ・ジーザーンの海上石油プラットフォームへの攻撃が発生。
- 同12月5日、イエメン沖で船舶に対する攻撃が発生。
- 同12月27日、紅海南部で貨物船に対する機雷攻撃が発生。
- 2021年3月6日、紅海でイランの貨物船に対する機雷攻撃が発生。

### <UAE>

- 2022年1月17日、アブダビの工業地区及び国際空港付近へのドローン攻撃が発生。3名が死亡、6名が負傷。

### <サウジアラビア東部>

- 2019年9月14日、サウジアラビア東部の石油施設（アブケイク、クライス）への攻撃が発生。石油生産が一部停止。
- 2021年3月7日、サウジ東部の港の石油タンク、及びダンマームのアラムコ施設に対する無人機及びミサイル攻撃が発生。ミサイルは全て迎撃。
- 同3月19日、リヤドの石油精製施設へのドローン攻撃が発生。
- 同3月26日、サウジ東部の港のアラムコ施設への攻撃が発生。
- 2022年3月10日、ホーシー派による、リヤド製油所への攻撃が発生。



## 8. 第2回「石油備蓄のあり方検討会」に向けての論点（案）

- 現在、我が国の石油備蓄は、国家備蓄116日、民間備蓄81日、産油国共同備蓄6日と合計203日分に相当する量の石油を保有している。※いずれもIEA基準
- こうした備蓄水準は、エネルギー基本計画（2021年10月閣議決定）において、石油の国内需要が減少する中であっても、引き続き維持していくべきものとされているが、見直すべき視点はあるか。
  - － 備蓄基地は**国内各地に分散**しており、リスク分散ができていますが、今後老朽化する施設をいかに効率的に保全していくかが課題。費用対効果・維持コストの観点から、「**選択と集中**」も必要か。
  - － 原油供給途絶等、緊急時における瞬発的な放出能力を担保できる基地の原油は維持すべきではないか。
  - － 我が国石油精製会社の需要に合わせた売却・油種入替を進めるべきか。
- 国家備蓄原油の売却に伴い、国家石油備蓄基地や企業からの借り上げタンクに「空き」が生ずるが、これを新燃料への適用等に有効活用できるか。